

夫婦共同経営と夫婦共働きのどちらが良いのか

全 40 頁

本人了解による証拠書類閲覧権付与特典有

+最低 1 回以上の無料相談対応特典有

+実践者の体験談のお知らせ 1 年間送付特典有

税理士 新田英明

■著作権について

「夫婦共同経営と夫婦共働きのどちらが良いのか」(以下、「レポート」と表記)は著作権法で保護されている著作物です。レポートの使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- 「レポート」の著作権は新田英明税理士事務所に属します。
- 著作権者の事前許可を得ずして、レポートの一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段(印刷物、ビデオ、テープレコーダー及び電子メディア、インターネット等)により複製および転載することを禁じます。

■使用許諾契約書

この契約は、あなたと新田英明税理士事務所との契約です。パッケージを開封することを持って、あなたはこの契約に同意したことになります。

あなたがこの契約に同意できない場合は、ただちに本レポートを新田英明税理士事務所までご返品下さい。

第1条 目 的

この契約書は、本レポートに含まれる情報を、本契約に基づきあなたが非独占的に使用する権利を許諾するものです。

第2条 一般公開の禁止

本レポートに含まれる情報は、著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえ、あなたは、その情報を新田英明税理士事務所との書面による事前許可を得ずして出版および電子メディアによる配信等により、一般公開並びに転売してはならないものとしします。

第3条 契約解除

あなたがこの契約に違反した場合、新田英明税理士事務所は何の通告もなく、この使用許諾契約を解除することができるものとしします。

第4条 損賠賠償

あなたが本契約の第2条の規定に違反した場合、あなたは本契約の解除に関わらず、直ちに新田英明税理士事務所に対して、違反金として、違反件数と販売価格を乗じた価格の10倍の金額を支払うものとしします。

第5条 その他

本レポートの中にある「複数特典付与」を受けたものが対価に見合う仕事をする約束文書を交わしておきながらそれを怠った場合の損害賠償責任を負いません。

■免責事項について

本レポートの範囲内にある責任しか負わないことを予めご了承ください。また、「複数特典付与」を委託した者のビジネスで生じた損害等はいかなる場合も負いかねます。

《起》夫婦共同経営と夫婦共働きのどちらが良いのか

まずはじめにお話しさせていただきます。

皆さんには家族がいるいないを問わず、どちらが理想的であると思えますか？

どちらにメリットがあり、私生活にも支障をきたさないと思えますか。それとも両方とも働くなんて考えられませんか。

奥様だけがずっと家庭を守れば良い時代は、時代の変遷とともに、薄れていっているように映ります。

自分なりに考えてみると、以下に要約できると思えます。

[夫婦共同経営世帯]

《メリット》

- ・どちらとも同じスキル等があると、片方に何かあった場合、すぐにも変わり身になれ、経営に支障をきたさない。
- ・『運命共同体』ともいえる存在であるが故、そう簡単に縁が切れることはない。

《デメリット》

- ・財布を別々に管理することはなかなか難しいどころか、相手の金

銭の流れもおのずとわかってしまう。

- ・ 家族旅行へ行く期間もかなり限定されるどころか、相手のご両親等も連れて旅行に行くことはほぼ不可能に近い。

[夫婦共働き世帯]

《メリット》

- ・ 一定の距離を保ち、それぞれの責任で仕事を行うため、生活しているうえでも相手を巻き込むリスクが極めて低い。
- ・ 財布を必ずしも一つにまとめる必要も、相手の金銭の流れを随時把握する必要もなく、会話の中だけで大体把握するレベルですむ。

「正しい家計の割合」の目安 ～共働

き夫婦の場合～



お金のルールさえ決めておけば、ふたりの生活はうまくいく

結婚間近の働き女史の方から、よく「結婚したらお財布は一緒にする？ それとも別々のほうがよい？」と聞かれることがあります。

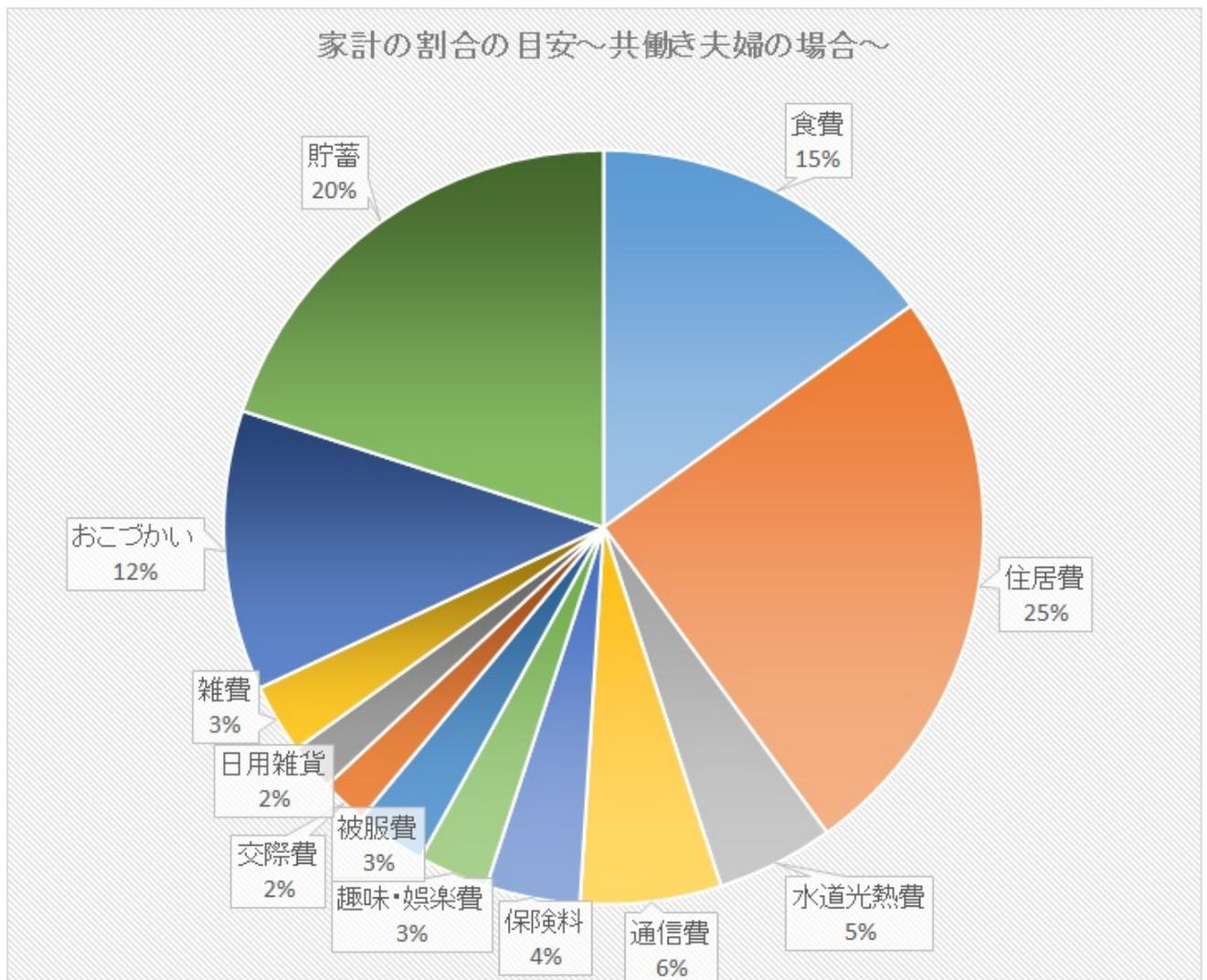
これは専門家の間でも意見が分かれることが多いのですが、どちらかというと一緒にのほうがうまくいく、といわれています。

でも実際のところ、さまざまな事情により、夫婦でお財布を分けている人はたくさんいます。単純に彼とお財布を一緒にするのに抵抗感があったり、彼が断固として懐事情を見せなかったり、実は隠れ借金があったり……。

そんなときは、無理にお財布を一緒にする必要はありません。お金のルールさえ決めておけば、ふたりの生活はうまくいくからです。

そこで今回は、**共働きカップルが絶対に幸せになれるマネーの黄金バランス**をご紹介します。

以下が、共働き夫婦の人に目安にしてほしい家計のバランスです。



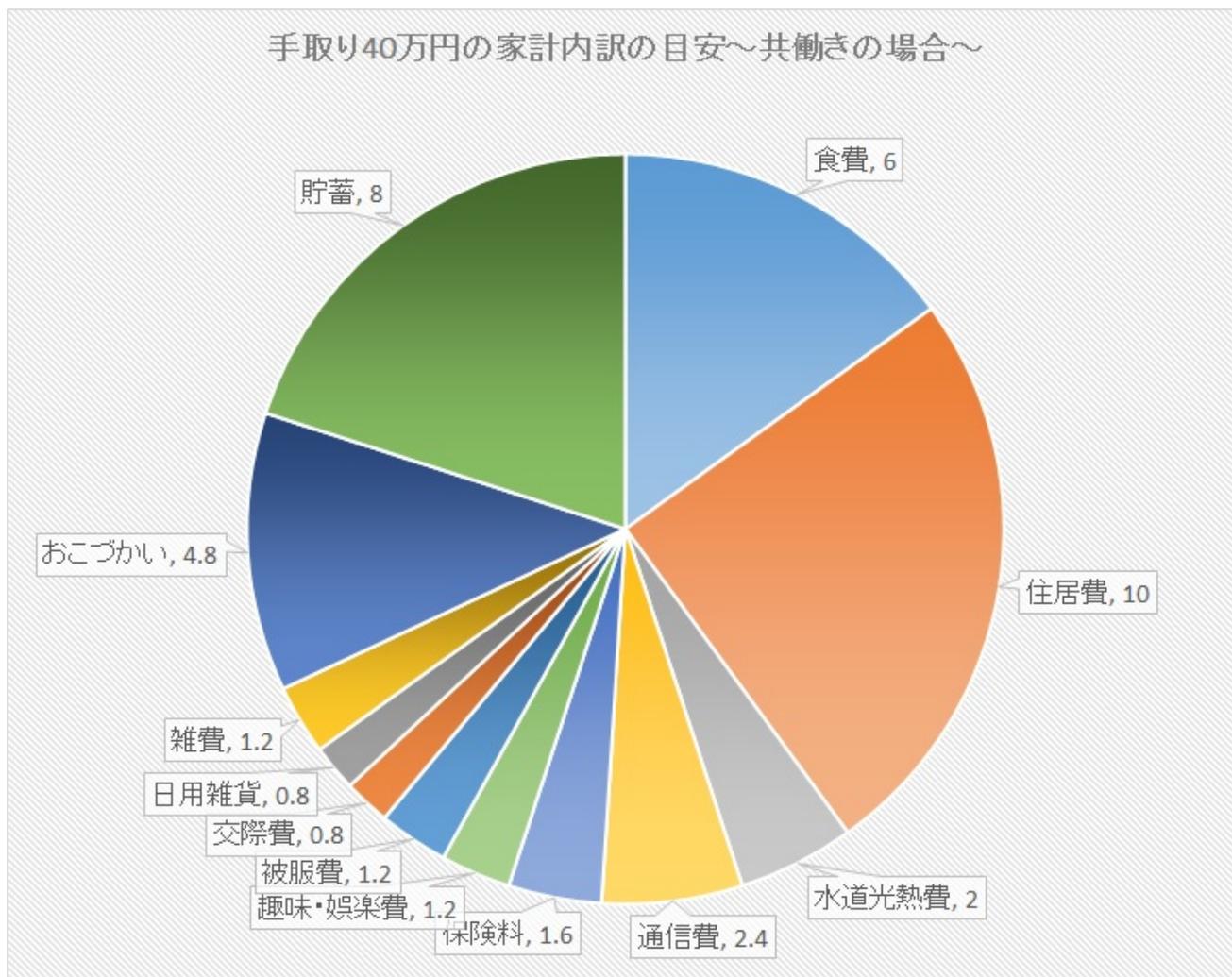
共働きだと、収入が2人分ですから、ひとり暮らしに比べるとやりくりには余裕が出るのが一般的。しかし、パートナーとお財布を別にしていると、お互いが好きなようにお金を使ってしまう、家計の全体像がわかりづらくなります。そして、必要以上に支出が膨らんでしまうことが少なくありません。

そこで、細かい部分は少々アバウトでも構わないので、支出のバランスだけはお互いに決めるようにしましょう。

住居費がおおよそ 25%以内、食費が 15%以内になるようにしましょう。そして、おこづかいを 12%ほどにおさめ、2 割を貯蓄するのが理想です。

金額ベースでみてみましょう。仮に、手取り月収がふたり合わせて 40 万円なら、住居費は約 10 万円、食費は 6 万円程度に収め、貯蓄に 8 万円まわすのが理想です。目安を知っておくと、結婚後の新居を探すときにも便利ですよ。

手取り40万円の家計内訳の目安～共働きの場合～



共働きカップルはお互いにお金を稼ぐので、**共同生活にかかるお金をどちらがいくら出すか**、決めることが大切です。

目安の割合や金額がわかれば、同居をスタートする前でも、ルールを決められます。「私が住居費以外は出すから、あなたは家賃を払ってね」とか、「生活費全体で 30 万円ちょっとかかるから、お互いに 15 万円ずつ出し合おう」というように、結婚準備の合間に話し合っておくといいですね。

それさえ守れば、あとはお互いご自由に！ そんなスタンスでいると、ストレスなく結婚生活をやっていきますよ。

共働きの人にこそがんばってほしいのが、貯蓄です。

よくありがちなのが、「共同生活用のお金を出し合ったら、それ以外は全額おこづかい」というカップル。おこづかいからしっかり貯蓄もしていれば良いのですが、好きなだけ使って後に残していないのならばキケンです。

お互いのお金には干渉しない、というのも円満のコツですが、「私はちゃんと貯蓄があるのに、気づいたら彼の貯蓄はゼロだった」となると、自分にとっても大きなリスクになります。

もし、彼が病気やけがをしたら、あなたが彼の治療代を払わなければなりません。そればかりか、彼が仕事を休んでお給料がストップしたら、生活費のすべてが自分の肩にのしかかってくるのです。

そんな万が一に備えて、しっかり貯蓄をしておくこと。そして、必要な保険にも、結婚を機に加入しておきましょう。



しっかりルールを作っておけば、キャリアもプライベートもふたりで充実させることができますよ。幸せな結婚生活をエンジョイするために、ぜひ考えてみてくださいね！

【参照】『ANGIE』

- ・ 家族旅行へ行く期間はさほど限定されるわけでもなく、相手のご両親等も連れて旅行に行くことも可能となる。

《デメリット》

- ・ 同業者じゃない場合、同じ仕事のスキル等がないので、片方に何かあった場合、すぐに変わり身にはなれず、片方の経営や仕事に支障をきたし、終わってしまう。
- ・ 『運命共同体』とまでいえる存在ではないため、今のパートナー以上に条件が良かったりすると、簡単に縁が切れてしまうことがある。

といったところでしょうか。

夫婦共同経営で頑張っている方々は、24 時間公私にわたってやりとりをしているせいか、必要以上に他の夫婦よりそれぞれ外の人間関係を求めているようにも見えます。たぶん職場でやたら「女性だらけの職場」「男性だらけの職場」にしたがる経営者は基本的に公

私にわたって何でも話せて何でもできる関係を他の経営者より求めている気がします。個人的にはそれまでの職場がそうだったように自分としては男女半々か男性従業員の方が少し多い職場だと仕事がしやすいと思っています。そうじゃないと後から入る異性も居心地があまり良くないし、職場で仲良くできそうな同性がいないと長く務まらないと思うからです。

【参照】7 に縁がある税理士ブログ

「仕事とプライベートを両立できる異性はなかなかいないと思う」

《承》現実的には夫婦共働き(共同経営)世帯は増えてきて、
全体の中のどれくらいを占めているのだろうか。

まず夫婦が共に働いている世帯は、どれくらいのウェートを占めているのか検証してみましょう。

1. ここでは、夫婦のいる世帯数、共働き世帯数(ここでは、夫と妻が雇用者の世帯としています。)、夫が雇用者で妻が無業者(完全失業者又は非労働力人口)の世帯数の3つのデータを入力することします。

図1は、表頭が妻の就業状態、表側が夫の就業状態になっています。該当する世帯数のデータを集めます。(統計表の見方が分からない場合は、「データの収集」を御覧ください)。

1. 「夫婦のいる世帯数」...表頭、表側の総数がクロスする数値
→2933 万世帯
2. 「共働き世帯数」...夫と妻が共に雇用者がクロスする数値です。
→1022 万世帯

3. 「夫が雇用者で妻が無業者の世帯数」...夫が雇用者、妻が無業者(完全失業者又は非労働力人口)がクロスする数値です。

→815 万世帯(=36+779(万世帯))

※各世帯数は、2010 年(平成 22 年)平均結果です。

図 1 夫の就業状態、妻の就業状態別夫婦のいる世帯数
(2010 年(平成 22 年)平均)

第27表 夫の就業状態、妻の就業状態別夫婦のいる世帯数 (万世帯)

平成22年平均

妻の就業状態		夫の就業状態、妻の就業状態別夫婦のいる世帯数 (万世帯)							
		総数	労働力人口						
			総数	総数	自営業	家族従業者	雇用者	うち役員を除く雇用者	農業、林業
1	2	3	4	5	6	7	8		
総数	(1)	2933	2271	2211	302	10	1893	1675	77
労働力人口	(2)	1477			217	8	1113	975	58
就業者	(3)	1431	1333	1302	214	8	1077	940	58
自営業	(4)	75	62	61	13	2	46	41	4
家族従業者	(5)	112	111	111			7	6	32
雇用者	(6)	1238	1155	1126	100	2	1022	890	21
完全失業者	(17)						36	35	0
非労働力人口	(18)	1455	893	869	85	2	779	700	19

各年のダウンロードした統計表(結果原表)を加工し、3つのデータを2002年から2012年までを表にまとめると、表1のようになります。

表1 夫婦のいる世帯数等の推移

(万世帯)

	夫婦のいる世帯	共働き世帯	夫が雇用者、妻が 無業者の世帯
2002年	2886	950	898
2003年	2898	951	885
2004年	2908	968	874
2005年	2904	976	861
2006年	2902	988	856
2007年	2930	1016	854
2008年	2929	1019	845
2009年	2930	1013	832
2010年	2933	1022	815
2011年	2820	998	783
2012年	2944	1054	796

注) 2011年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

2. ここでは、「夫婦のいる世帯」に占める「共働き世帯」、「夫が雇用者、妻が無業者の世帯」の割合を算出してみると、表2のとおりになります。

表2 夫婦のいる世帯に占める共働き世帯等の割合

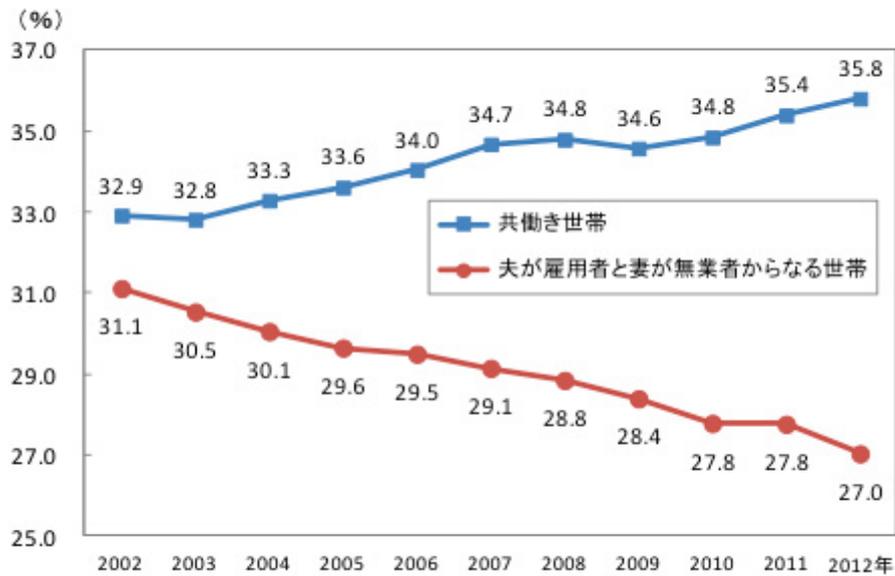
(%)

	夫婦のいる世帯	共働き世帯	夫が雇用者、妻が 無業者の世帯
2002年	100.0	32.9	31.1
2003年	100.0	32.8	30.5
2004年	100.0	33.3	30.1
2005年	100.0	33.6	29.6
2006年	100.0	34.0	29.5
2007年	100.0	34.7	29.1
2008年	100.0	34.8	28.8
2009年	100.0	34.6	28.4
2010年	100.0	34.8	27.8
2011年	100.0	35.4	27.8
2012年	100.0	35.8	27.0

注) 2011年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

3. 表2をグラフにすると、図2のとおりになります。

図2 夫が雇用者世帯である妻の就業状態別世帯数



注) 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

出典：労働力調査基本集計（総務省統計局）

統計から読み取れることは？

「夫婦のいる世帯数」に占める「夫が雇用者、妻が無業者の世帯」の割合をみると、2002年は31.1%でしたが、それ以降は低下傾向にあり、2012年では27.0%となっています。一方で、「夫婦のいる世帯数」に占める「共働き世帯」の割合をみると、2002年では32.9%でしたが、2003年以降は（2009年を除き）上昇傾向にあり、2012年では35.8%となっており、共働き世帯が増える傾向が読み取れます。

これは、女性の社会参加への意欲が高まり、近年の賃金の減少などを理由に共働きを選択する世帯の増加などにより共働き世帯が増加していることが考えられます。

【参照】なるほど統計学園高等部

我が家は夫婦共働き世帯です。この世帯は、夫婦のいる世帯の中の35%以上となっており、昔からの旦那様だけが働いている世帯は27%程度となっています。近年10年間で前者世帯が3%以上増え、

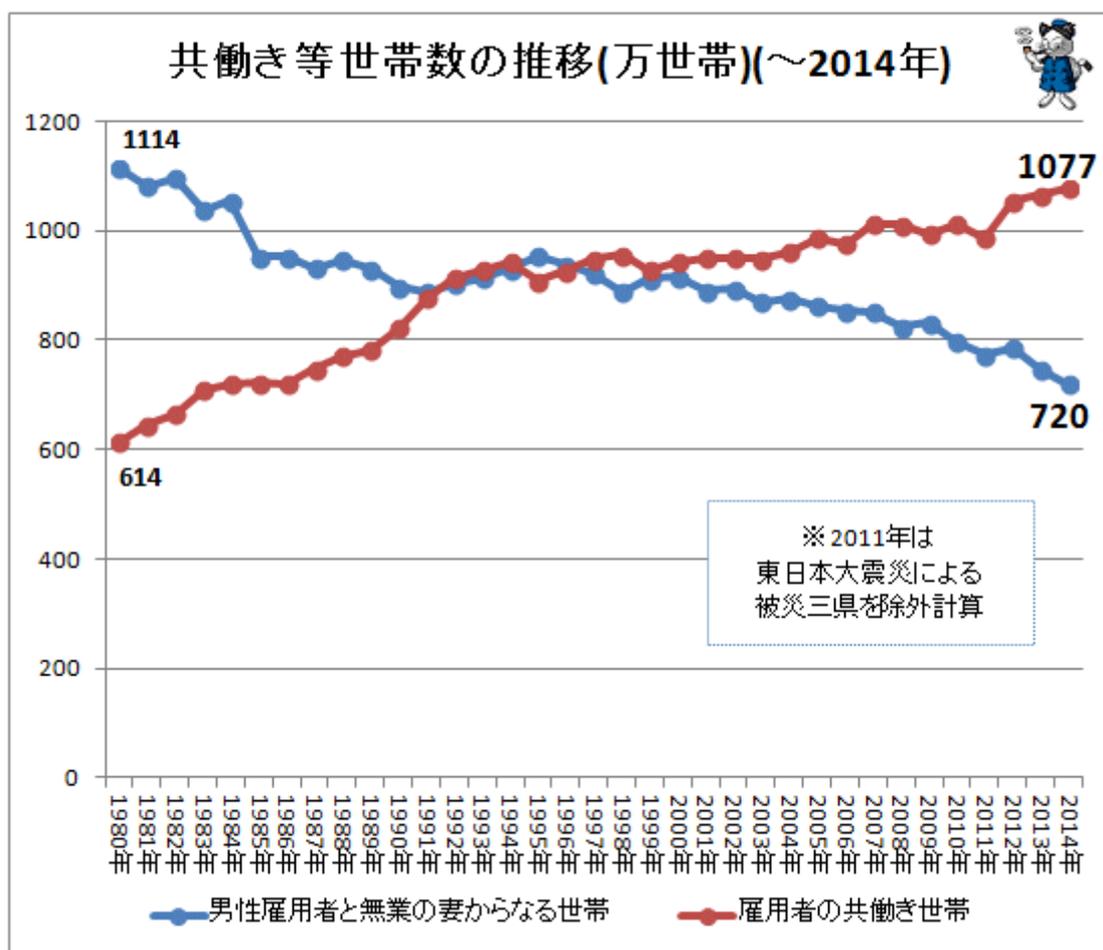
後者世帯が3%以上減少しているのが現状です。今から20年位前から前者世帯が後者世帯を上回る状況になりました。全国的にも日本海側の世帯ほど共働き世帯が多く、東京など大都市圏は地域ごとで見ても半分もいかないにもかかわらずです。

さらに夫婦共働き世帯数は1000万世帯を超え、なお増加中です。

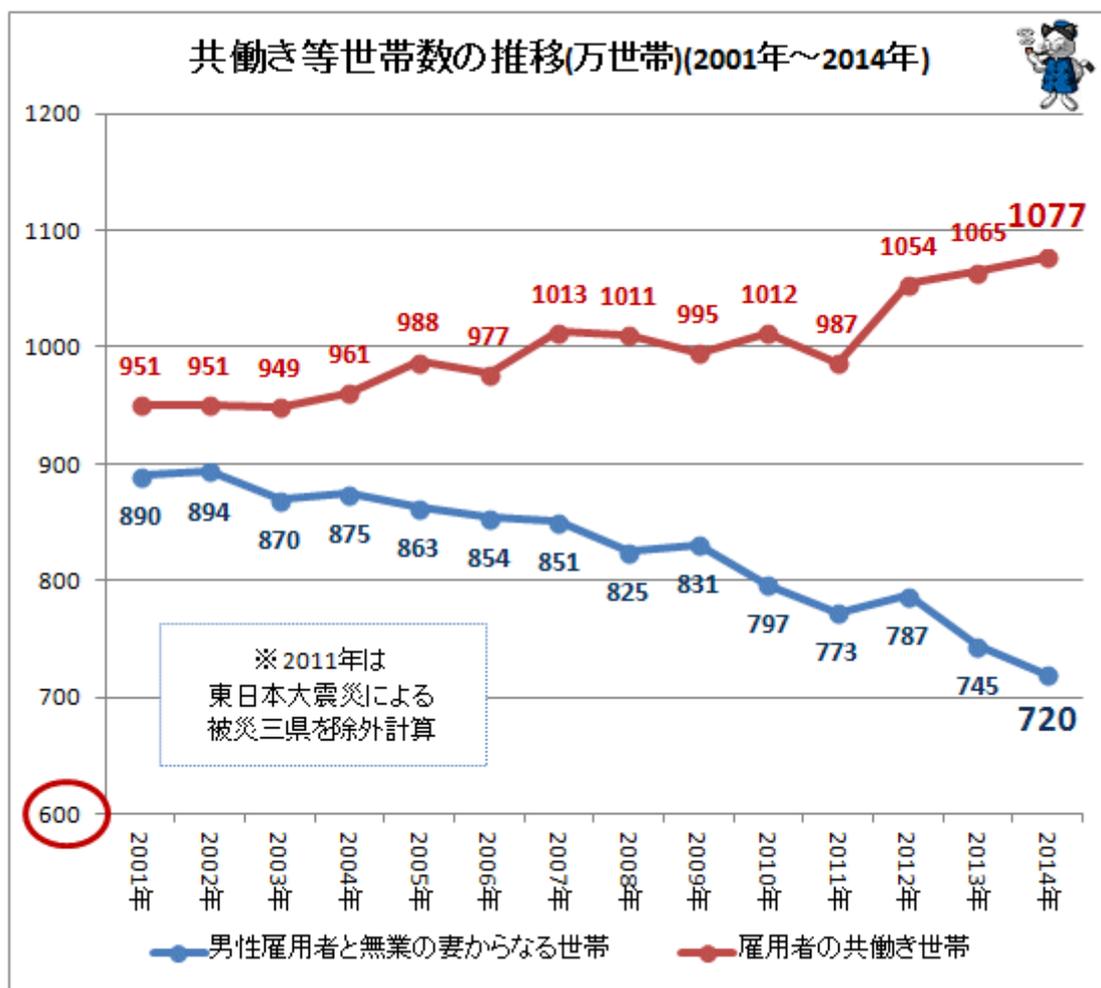
今調査の調査要件及び注意事項は、今調査に関する先行記事【[平均世帯人員と世帯数推移をグラフ化してみる](#)】で解説済み。必要な場合はそちらを参考のこと。

子供が居る世帯における母親の就労状況は【[末子の年齢別「仕事ありの母親の割合」をグラフ化してみる](#)】にある通り。しかし子供が居ない世帯でも共働き(夫婦双方の就労状態)をしている場合は良くあるパターンで、その記事で解説されている内容だけでは、共働き全体の現状を把握することはできない。

そこで【[男女共同参画白書](#)】の最新版(2015年6月発行分)を確認し、「全体版」の第1-2-9図「共働き等世帯数の推移」から該当するデータを抽出。過去のデータと照らし合わせて整合性を確認した上で、2014年分を反映させたのが次のグラフ。直近の動向が分かりやすいよう、21世紀以降のものみのグラフも併記した。なお2011年はグラフ中特記にある通り、2011年の東日本大地震・震災における被災三県を除外して計算している。



↑ 共働き等世帯数の推移(万世帯)(～2014年)



↑ 共働き等世帯数の推移(万世帯)(2001年-2014年)

なおグラフ中の項目で「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは「夫が非農林雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口か完全失業者)」、「雇用者の共働き世帯」とは「夫婦ともに非農林業雇用者の世帯」を意味する。つまり今件では「単身世帯」「夫婦ともに非雇用世帯(年金生活者など)」「世帯主が事業者(経営者や個人事業、商店主など)」「農林業従事者世帯(農業で生活している人など)」などは含まれない。

今件データの対象となる「夫が勤め人、妻が専業主婦」世帯と「夫も妻も勤め人」といった共働き世帯数の推移としては、「夫が勤め人、妻が専業主婦」世帯が1990年まで漸減、それ以降はしばらく横ばい。しかし2000年以降は再び漸減の傾向にある。一方で「共働き世帯」は1990年まで漸増、それ以降は横ばい。しかし2005年あたりから再び増加に転じつつある(厳密には金融危機発以降は漸減、震災の年から増加に転じている)。

両項目の関係で見ると、1990年から2000年の間はほぼ同数で推移しているが、2000年以降は1990年以前と比べて逆転現象が起き、「共働き世帯数>>夫が勤め人・妻が専業主婦世帯」の構図が維持されている。しかも両項目の差は年々広がる傾向にある。これは夫の可処分所得の減少を妻がパートで補う、妻が働きやすい非正規雇用の仕組みが整備された(あるいは企業による需要が増えた)ことなどを起因とする。

【参照】ガベージニュース

残念ながら夫婦共同経営世帯は夫婦共働き世帯の中のどれくらいを占めているかまでは判明しませんでした。

さらに具体的な収入は以下のような統計があります。

男女別の年代別、平均年収については、

こんな統計があります。

20代前半 男性 260万円 女性 224万円

20代後半 男性 367万円 女性 292万円

30代前半 男性 431万円 女性 297万円

30代後半 男性 498万円 女性 292万円

40代前半 男性 561万円 女性 285万円

40代後半 男性 614万円 女性 284万円

50代前半 男性 634万円 女性 279万円

50代後半 男性 618万円 女性 265万円

※転職サービス DODA より

これを男女合わせた平均にして、

年代別に見て行くと…

20代前半の夫婦 484万円

20代後半の夫婦 659万円

30代前半の夫婦 727万円

30代後半の夫婦 790万円

40代前半の夫婦 846万円

40代後半の夫婦 908万円

50代前半の夫婦 913万円

50代後半の夫婦 883万円

こうなります。

【参照】 トシニュース

また、総務省統計局の「家計調査報告」（平成24年）によると、共働き夫婦の月収平均は約60万円となっています。

1カ月あたりの消費支出（※税金などの非消費支出を除いた金額）は約34万円で、非消費支出が約11万円です。支出を除いた15万円ほどが毎月の貯蓄になっているようです。

全体的に見ても、国民全体の給与総額は減少傾向にあるため、車の購入や旅行などの出費と、貯蓄のことまで考えると、共働きが増える、というのは自然なことかもしれません。

【参照】 マンパワーグループ

余談ですが、平均貯蓄額は以下のような統計があります。

平均の貯蓄額に関しては、厚生労働省が、
夏に国民生活基礎調査を、発表しています。
それによると…

60代 1399万3000円

50代 1034万7000円

40代 707万6000円

30代 423万2000円

20代 160万1000円

こうなっているそうです！

(これは共働きだけでなく、全世帯含めてなので、

参考程度に思って下さいね)

【参照】 トシニュース

《転》39歳結婚負け組女が【結婚】三大決心を行って、【老後】億万長者にもなる術

ここからは、[夫婦共働き世帯]に入ったある独身女性の話をしていきます。

39歳にもなり、仕事もプライベートも楽しくなってきた、このまま結婚せず、余生を全うする気なら、この文書は必要ありません。

ただ、女性として生まれて結婚して子供を出産したり、旦那様をサポートして自分自身も老後はそれなりに心配不安を感じず、過ごしたいと考えているなら、この文書は目からうろこが落ちる内容となるのは、間違いありません。

世の中は晩婚・非婚化社会になりつつあります。

確かに世の中不安ばかりで、自分ひとり食べていくのもやっとなら、相手のことまで思い、一緒に生活してうまくやっていく、なんて想像がつかなくなっているかもしれません。

誰もが不安に思う中、わずかな先見の明を見いだせれば、そのまま独身を貫く必要がありません。

逆に仕事で成果を得て稼げたとしても、誰と幸せを分かち合い、財を築き、老後に備えるでしょうか。

自分も歳を重ねるように、相手も周りも歳を重ねていきます。

人生の折り返し地点に差し掛かった今でも、自分一人だけではなく、誰かと寄り添って一生を全うできる手立てになってくれることを期待して、この文書をまとめることを決めました。

前置きが長くなりましたが、それではどういう条件であれば、

39歳結婚負け組女が【結婚】三大決心を行って、【老後】億万長者になるのかを話していきます。

《条件》

- ・御自身ないし相手の方が、自宅兼事務所のマイホームで仕事をされていて、かつ、家事に融通が利くこと。
- ・結婚前までにどちらかの預貯金等の財産が1,000～1,500万円以上あり、相手との結婚生活等のために固定費(家賃・ローン、管理費・修繕積立金、水道光熱費等)ないしは変動費(生活費、週末の遊行費、挙式・披露宴費用、国内・海外旅行等)のいずれかの肩代わりをする気があること。
- ・これから結婚する相手と合わせて世帯収入が1000万円を超える見込みであること。
- ・御自身ないしは相手のリスクヘッジのために積極的に生命保険の

加入を検討している、もしくはすでに加入していること。

- ・複数の不動産購入、生命保険加入をしたうえでも、世帯総資産が数年内に7,000～7,500万円程度になる見込みであること。

上記の中で、依頼クライアント様は下記の【結婚】三大決心を行った結果、【老後】億万長者になれる見込みになりました。

【結婚】三大決心

- ・結婚前までに預貯金等の財産が1,000～1,500万円以上あり、相手との結婚生活等のために変動費(生活費、週末の遊行費、挙式・披露宴費用、国内・海外旅行等)の肩代わりをしました。
- ・これから結婚する相手と合わせて世帯収入が1000万円を超える見込みであることを確認して、結婚してしばらくは独身の延長として共働きすることを受け入れました。

※妊娠や体調不良になった場合、仕事のセーブや一時休業も辞さない姿勢です。

- ・御自身ないしはお相手のリスクヘッジのために積極的に生命保険に加入しました。

ちなみに亡くなった場合に約3,500～7,500万円以内の死亡保険金の下りる生命保険などに加入しました。

【老後】億万長者になる複数の要素・可能性

- ・ 其々の結婚相手にも不動産所有と複数の生命保険加入をしたことから、数年内に世帯総資産が 7,000～7,500 万円程度になり、何かの事故で夫婦がなくなった場合は約 2 億円、旦那様がなくなった場合は約 1 億 5000 万円、奥様がなくなった場合、約 1 億 2000 万円の世帯総資産になる見込みとなりました。

※ただし、65 歳前に亡くなるなどの緊急事態が起こった場合です。

- ・ 何かの事故で夫婦がなくなった場合は約 2 億円の世帯総資産になりますが、その時に子供がいない場合は両家で折半となり、子供がいる場合は子供の人数に応じて折半となります。

さてここまででどう感じたでしょうか。

そう簡単にうまくいくなんてありえないと思ったでしょうか。

依頼クライアント様は世間で囁かれる 39 歳結婚負け組女でしたが、『覚悟・決心・数百万円の投資』をして、老後に億万長者になれる切符を手に入れました。

世間では『〇〇の条件であれば、結婚する、しても良い』など、相手に期待して、与えてもらうことばかりが多いのではないのでしょうか。

どの事業や家庭にも言えますが、下記の三大決心をしなければ、事業拡大も資産拡大もできません。

『先行投資・リスク・借金』

今お付き合いしている相手にこの三大決心をしてもらってなくても、ここまで育ててくれた御両親等からはなにかしらの恩恵を受けているはずです。

そう世の中はあなたのためだけにうまく用意はしてくれないのです。

ただ、自分がされてうれしいことは相手のためにやってあげる精神は常日頃からもって、やってあげる必要があるのです。

仮にここまでの体制を組んだうえで、今流行りの5年以内の離婚をしたとしても、自己資産は独身時代の3倍近くになり、配偶者や親や子供より先に他界しても、自己資産は独身時代の6倍近くの総資産を残せるのです。

十分に全力にあなたが生きて証を残せるじゃないですか。

どこかで周りの方々の結婚の失敗を恐れて、今の独身生活を全うする人生ばかりを追求してほしくないと感じております。

『自分あっての相手、相手あっての自分』を忘れないでください。

また先ほどの亡くなった場合の世帯総資産については、65歳までの

ことになります。仮に 65 歳までに亡くならない場合でも、今から夫婦で協力して年間 100 万円以上の貯蓄にまわせたら、65 歳から 70 歳くらいまでには約 1 億円の世帯総資産になるんじゃないでしょうか。

ただし、30~50 代の平均貯蓄額の厳しい状況をまったく度外視しているわけではありません。

30~50 代の約 7 割が貯金 100 万以下

30~50 代の気になる貯蓄額をご紹介します。

■お財布事情がシビアな人が大多数

貯蓄額についてのアンケート調査の結果、「100 万円以上 500 万円未満」との回答が 21%と最も多くなりました。

続いて「10 万円未満」と「貯蓄はない」が共に 18%、「50 万円以上 100 万円未満」が 11%、そして「貯蓄どころか債務(借金)がある」は 6%という結果に。

一方で「500 万円以上 1,000 万円未満」が 6%、「1,000 万円以上 3,000 万円未満」が 5%という、貯蓄に余裕がある人は全体の 1 割程度ようです。

■100 万円以上の人はたったの 3 割

まとめると、100 万円以上の貯蓄がある人は 32%。残りの約 7 割が 100 万円以下の貯蓄、もしくは借金がある状態のようです。

税金が増えたにもかかわらず、収入は変わらず……。生活が圧迫される一方で、お金を貯蓄に回す余裕もないようです。

引用元--nikkanCare.ism (ニツカンケアイズム)

老後を考えた貯金



老後資金は3000万円必要といわれる。ところが、フィデリティ退職・投資教育研究所「勤労者3万人アンケート」によると、そのうち45%、実に2人に1人は老後資金がゼロという。信頼性はともかく、年金があるとはいえ老後資金ゼロは厳しいだろう。

ファイナンシャルプランナー・紀平正幸氏がこう言う。

「老後資金3000万円は、年金受給開始年齢の65歳までに貯める金額です。年金は含めません。サラリーマンの方は、平均2000万円の退職金があるので、貯蓄や資産運用などで用意するのは1000万円でもいい。50代から準備しておけば、そんなに難しい金額ではありません」

1000万円の老後資金を蓄える上で大きな壁になるのが、住宅ローン返済と子供の教育資金。50代でどちらかが終わってれば、その分の一部を老後の蓄えに回せばいい。

引用元--[日刊ゲンダイ](#)

1000万円の貯金は難しくない

「貯金額 1 千万円」と聞くと、途方も無い金額のように感じるかもしれませんが、30 代の独身者でも 1 千万円の貯金がある人もいます。仮に毎月 3 万円貯金したとすると 27 年で 1 千万円になります。

22 歳で社会人になったとしても、月 3 万円の貯金で 50 歳の時には 1 千万円貯められる計算です。若い頃に月 3 万円貯金するというのは、かなり難しいかもしれませんが、ボーナスが出る企業であれば、貯金できない額ではありません。

50 代になってから急に老後のことを考えて貯金を始める人も多いですが、月 10 万円貯金出来れば 10 年で 1,200 万円貯められます。60 代以降にバリバリ働くのは難しいですので、体が元気なうちにしっかりと貯めておきたいですね。

引用元--[はじめて個人年金保険](#)

貯金額を増やすポイント

1) 家計の年間収支を把握しよう

まずは、現状の家計の年間収支を正確に把握することから始めましょう。イメージや推測ではなく実際のキャッシュフローを把握しましょ

う。そのうえで、無駄を省いて、生活を少しずつダウンサイジングして、貯蓄額を増やししながら、日々の生活の見直しを計りましょう。

2) 住宅ローンを見直そう

次に住宅ローンの見直しです。これについては、残債を退職金で一括返済すればよいと考えている人が多くいますが、安易に考えている人ほど、60歳時点の残債がどれぐらいになるかを知らないものです。定年退職時に1000万円を超える残債があるケースは珍しいことではなく、老後資金に成るはずだった退職金を大きく目減りさせることに成りかねません。

3) 生命保険を見直そう

次に生命保険の見直しです。日本人は保険には必ず加入する国民です。保険を掛け過ぎている人が少なくありません。しかし、生命保険や医療保険は年を積み重ねるほど必要度が小さく成っていきます。今、加入している保険を見直して unnecessaryな保険料を減額できれば、貯蓄の原資が作れるはずです。

4) 貯蓄は世界を見渡して考えよう

最後に、貯蓄そのものを日本国内だけで考えずに、世界(外国)を見渡して考慮することです。日本の銀行で定期預金を組んでも、利息は僅か0.1%、ここ20年以上ほとんど無利子状態です。国内の投信でも同じような状況です。

【参照】話題のアレ 話題ネタの宝庫

そうできれば、老後に日本が少子高齢化社会で年金支給が困難になっても、何とか食べていけるのではないのでしょうか。

年金がたくさんもらえる順番も下記のようになっているようです。

- ① 夫婦共働き世帯
- ② 独身男性世帯
- ③ 独身女性世帯

中には男性に負けにくいぐらいの稼ぎがある独身女性もいると思いますが、老後にそれなりの年金がもらえても、それまで一緒につるんでいた独身女性のお友達と平等に仲良く付き合えますか？

年金はさながら、亡き御主人が残してくれた不動産収入で食べているある未亡人の奥様ともお付き合いがありますが、あまり自分の素性を話せず、付き合いにだいぶ気を使っていることも聞いております。

本当は夫婦がほぼ同じタイミングで亡くなるのが、良いと思います。
ここまでの内容が気になり、自分だけでは太刀打ちできないことを
解決するプランとして活用いただければ、幸いです。

最初に挙げた特典の中で、本人了解による証拠書類閲覧権付与です
が、プライバシー保護の観点から、この書類の郵送や添付はできず、
面談を受けられる方限定になります。面談はどなたでも可能になる
わけではなく、電話やメールなどでの無料相談頂く方の中で、より具
体的に行動に移す見込みの高い方に来所で面談対応をしたい所存で
あります。この面談は基本平日に来所頂くことになり、週末は交通費
前払いによるお宅訪問とさせていただきます。

そして、面談対応後に、実践された方の体験談を本人の了解のもと、
匿名での文書を購入者全員に1年間お知らせする予定です。ただし、
必ずしも毎月1回の配信になるとは限りません。

すなわち、購入者全員共通に与えられる特典は、1年間で最低1回以
上・10分以内のお電話、1年間で最低1回以上のメールによる無料相
談と1年間のお知らせです。ここでいう電話・メールでの1年間の
御対応は3回内の回数制限を目安とさせていただきます。

ここまでで独身女性専用の対応に思えたかもしれませんが、あくまで独身女性の方の目線で対応したことから、こういうタイトル・内容になっただけであり、御縁や機会がありましたら、独身男性の方々からの相談にも積極的に対応していきたい所存であります。また、結婚して間もない御夫婦様やベテラン御夫婦様も対応させていただきます。

《結》結局どちらの世帯に落ち着いたほうが良いのか

我が家は[夫婦共働き世帯]です。

予って、財布を一つにしてまで管理する必要がないのです。

それゆえ、それぞれの財布に役割分担をもたらすことができます。例えば、自分がローン、管理費、修繕積立金、光熱費といった太い固定費の支払を担当し、家内には生活費、週末の外出費用といった変動費の支払いを担当することができるのです。

もちろん、パートナーに何かあったら、カバーできるように支えあっていきたいです。

相手の業界のことをよく知らないながらも、客観的な意見を求め合う時があります。その意見から冷静な考えや判断が生まれるときもあります。

お互いに向き合うことが大事だと思いますが、一緒にいる時間が多く、向き合いすぎるのもどうかと思います。

親戚にも若い頃から夫婦共同経営で半世紀近く過ごし、やってきた夫婦も見てきているので、一概には否定しませんが、一緒にやってきたことが多すぎる夫婦が故の楽しさや弊害も聞いております。

現時点での筆者の考えとしては、比較的夫婦生活が長くない頃からなんでも一緒にやりすぎることを優先せず、どちらかがそれまでの職場等で働けない事情ができてから、一緒に仕事をするなどしても遅くないのではないかと思います。

このままマイペースで生活を満喫するのもいいかもしれませんが、うまく家族と向き合い、やっていけるきっかけやお手伝いがあったら、この文書を執筆した甲斐があります。

近いうちにお互いにとって有益なやり取りができることを期待して結びとします。

名前：新田英明税理士事務所

住所：東京都大田区萩中 1-2-15

ソフィア大田萩中エスカール 207 号

TEL&FAX：03-6715-8731

Mail address：hnitta70403@gmail.com